

第3章

基本計画

第1節 ごみの排出量及び処理量の見込み

平成14年度から平成23年度までのごみ処理の実績を示します。

平成21年度からは県が独自に調査を行った事業系食品リサイクル量及び民間業者による資源物回収量を含めています。

なお、実績値には平成22年度、平成23年度の大雪による雪害樹木の処理量は、突発的な要因が大きいいため含めていません。

1. ごみの排出量の状況

排出量及び排出原単位の実績を表3-1-1、図3-1-1に示します。可燃ごみの減量化を目的に、平成15年10月より実施した可燃ごみの直接搬入の一部有料化及び平成16年10月より可燃ごみの持ち出しに有料指定袋制を導入した結果、排出量に抑制がかかり総排出量及び排出原単位が減少しています。平成14年度と比較して平成23年度の総排出量は約14%減少しています。なお、県独自調査分を除いた排出量は平成21年度からは大きな増減がなく推移しています。

表3-1-1

	平成14年度	平成19年度	平成23年度	備考
収集ごみ	12,528 t	9,342 t	8,058 t	
直接搬入ごみ	4,447 t	4,451 t	5,187 t	許可収集・ 集団回収を含む
県独自調査※	0	0	1,378 t	事業系食品残渣・ 民間資源回収量
合計	16,975 t	13,793 t	14,623 t	
排出原単位	1,230.4 g	1,023.8 g	1,113.0g	1人1日あたりの 排出量(g/人・日)

※県独自調査は、平成21年度から実施されており、事業所等から民間処理施設においてリサイクルされる量ある。

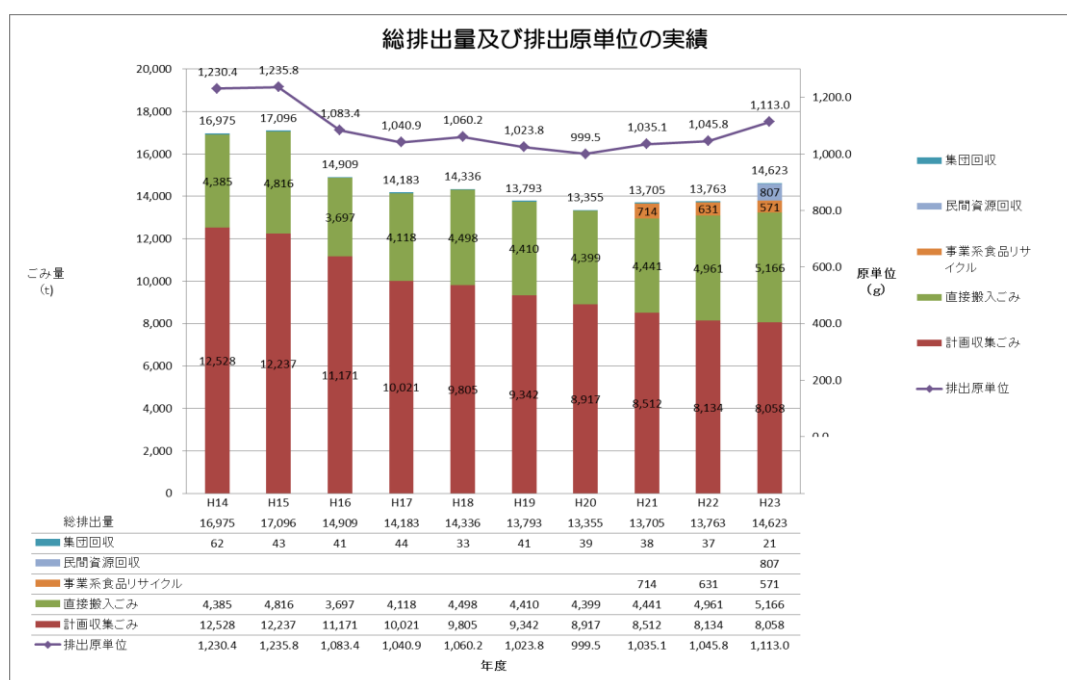


図3-1-1

2. ごみの排出量の内訳

ごみの内訳を図3-1-2に示します。可燃ごみの有料化の効果で可燃ごみが減少しています。平成14年度と比較して、可燃ごみについては、平成23年度は約29%減少しています。不燃ごみについては、増加傾向にあり約21%増加しています。

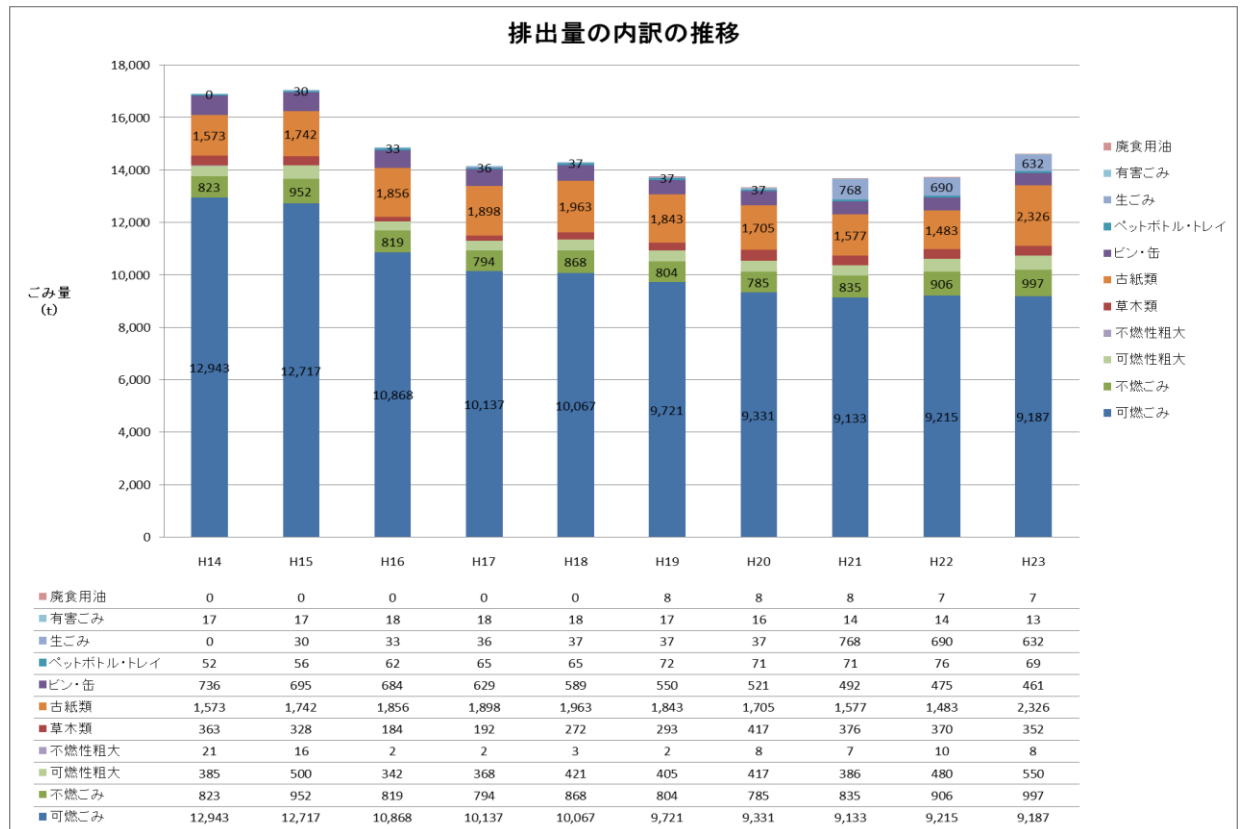


図3-1-2

3. 資源化量及びリサイクル率の状況

資源化量及びリサイクル率の推移を表3-1-2、図3-1-3に示します。排出量は減少していますが、資源化量は、衣類・布団類の固形燃料化や溶融スラグ(*1)の再利用量が増加したことにより一定量を保っています。このため、リサイクル率は約30%まで上昇しています。

(*1) 焼却灰や不燃物残渣を溶融処理されたもの。主に路盤材として利用されている。

表3-1-2

	平成14年度	平成19年度	平成23年度	備考
総排出量	16,975 t	13,793 t	14,623 t	
総資源化量	3,028 t	3,298 t	4,429 t	溶融スラグを含む
リサイクル率	17.8%	23.9%	30.3%	

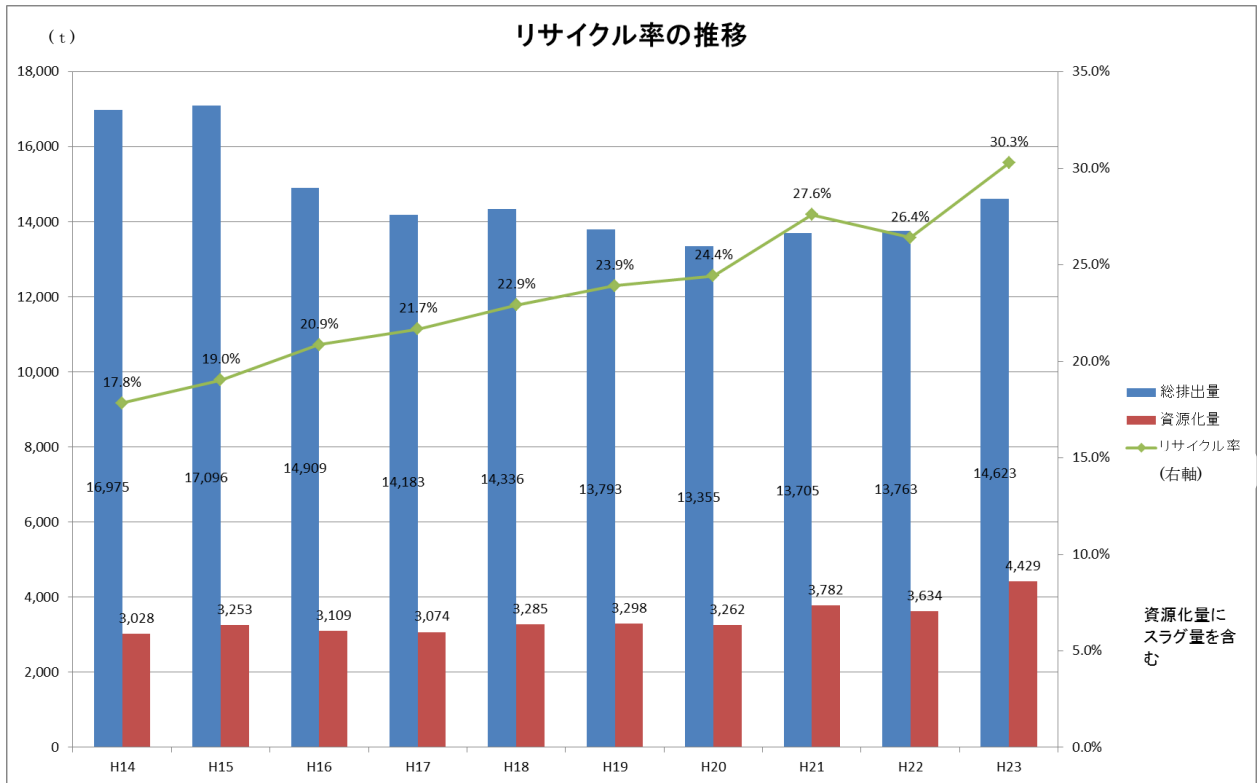


図 3 - 1 - 3

4. 最終処分量

最終処分量の推移を図 3 - 1 - 4 に示します。平成 16 年度からは西部広域によるエコスラグセンターの稼働により、これまで直接最終処分を行っていた、焼却灰や不燃物残渣をエコスラグセンターで溶融処理し、減容化（スラグ化）され、最終処分量は激減しています。

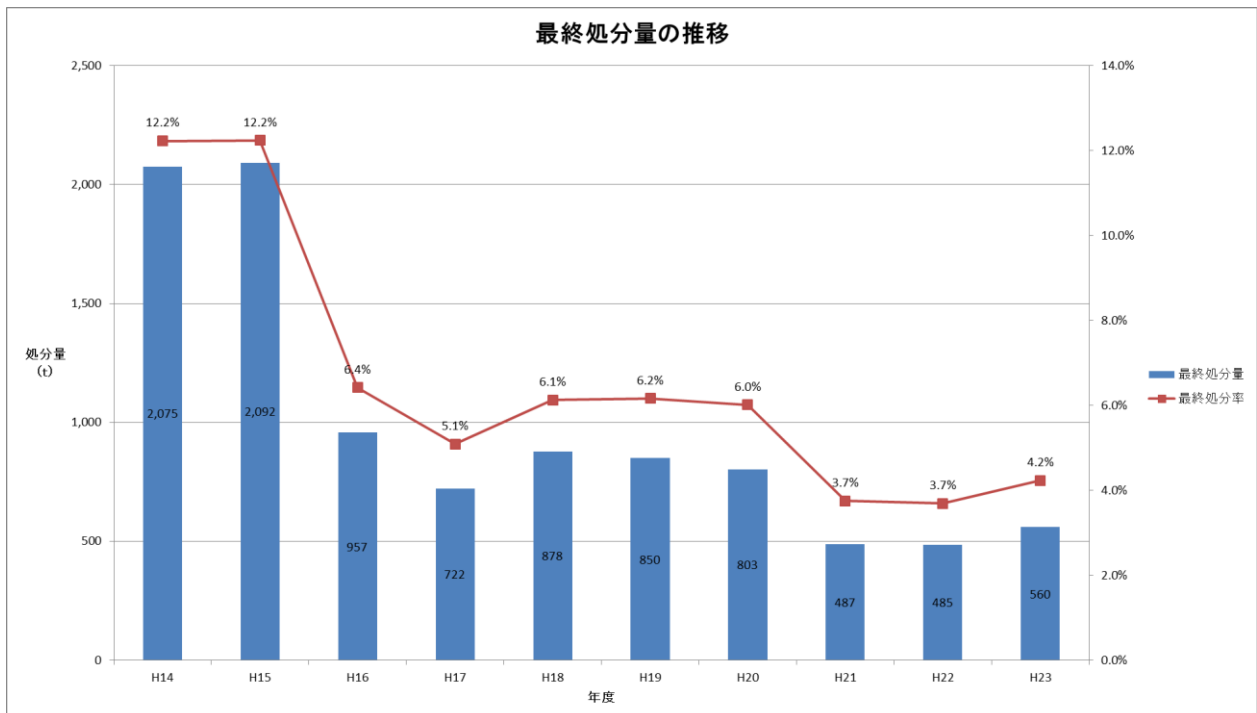


図 3 - 1 - 4

5. ごみ質の性状

(1) 可燃ごみ

本市における可燃ごみの組成（湿重量ベース）を図3-1-5に示します。

紙・布類が最も多く、50.0%となっています。その次に多いのは、ビニール・皮革・ゴム・合成樹脂で、19.0%、次いでちゅう芥類で15.3%となっています。

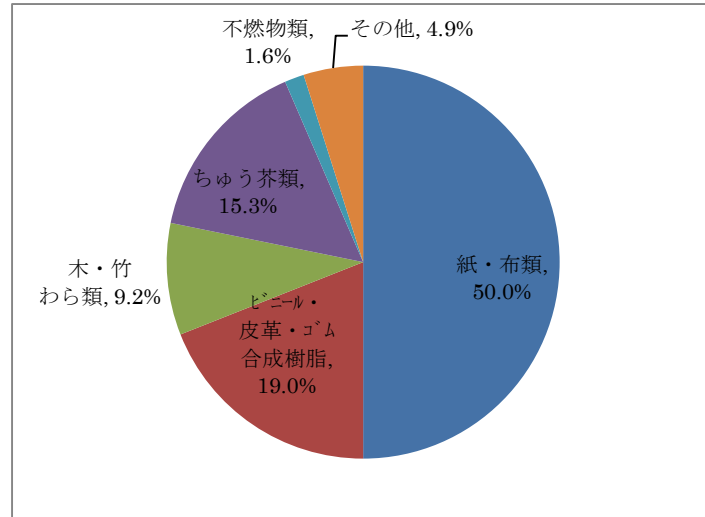


図3-1-5 平成21年度～平成23年度のごみ質検査の平均

(2) 不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ・草木等

本市における不燃ごみ・資源ごみ類・粗大ごみ・草木等（生ごみを含む）の内訳及び組成を図3-1-6及び図3-1-7に示します。内訳としては、資源ごみ類（古紙類、ビン缶類、ペットボトル・白色トレイ）が53.7%、不燃ごみが26.1%、草木・生ごみが10.8%、粗大ごみ（可燃性粗大、不燃性粗大）が9.4%となっています。

次に資源化実績から得られた組成では、古紙類が37.5%と最も多く、次いで不燃物や粗大ごみを破碎処理した際に発生する残渣類（不燃残渣、可燃残渣）が27.2%、草木・生ごみの堆肥化が10.4%、不燃物・粗大ごみの破碎等を行い回収した金属類が10.3%、それ以外はいずれも10%未満となっています。

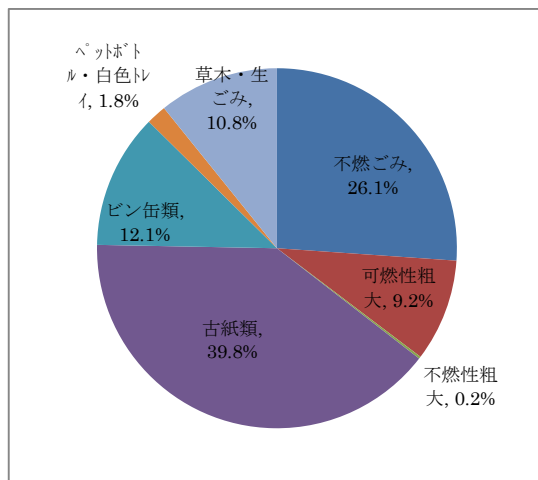


図3-1-6 不燃ごみ・資源ごみ類・粗大ごみ・草木等の内訳

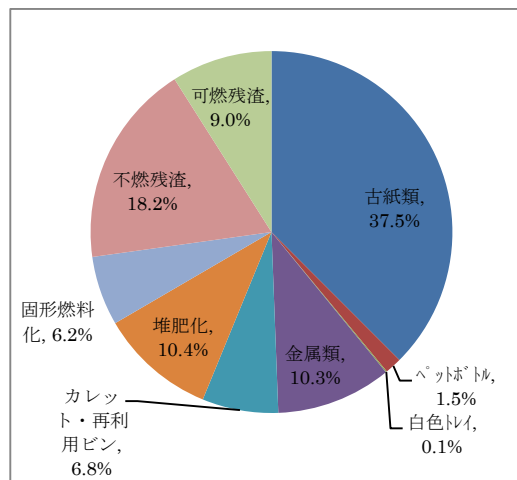


図3-1-7 不燃ごみ・資源ごみ類・粗大ごみ・草木等の資源化の組成

6. ごみの削減目標

(1) ごみの排出削減目標

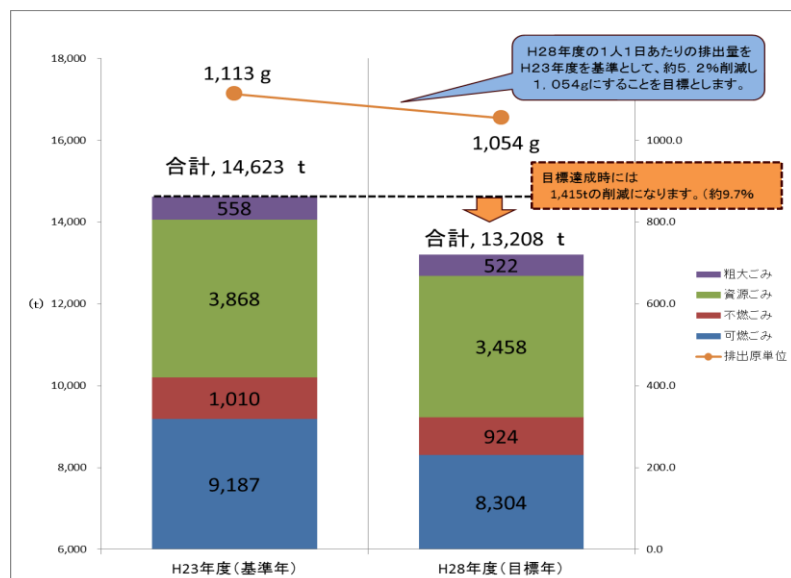
鳥取県の第7次鳥取県廃棄物処理基本計画（平成23年10月策定）では、1人1日あたりの排出量（排出原単位）を毎年10g削減することにより、目標年度の平成26年度（※）の原単位を880gにすることを目標としています。目標達成時の削減率は平成21年度と比較した場合、約3.6%の削減率となります。

本計画においては、基準年度を平成23年度、目標年度を平成28年度として、4R運動の推進を積極的に行うこととし、ごみに関するアンケート結果等（資料3）を勘案し、削減目標を設定するごみの排出原単位を6%削減することを目標とします。なお、目標年度以降については、推計結果による原単位の推移が続くものとしています。（資料1）

目標設定の対象	排出削減目標
目標年次計画	H23⇒H28
可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ	1人1日あたりの排出量を6%の削減する
資源ごみ・集団回収・廃食用油	削減目標の設定なし

目標達成時の排出原単位は1,054gとなり、約60gの削減となります。排出原単位を基に推計人口から求められる目標年度のごみの総排出量は13,208tになり、基準年度と比較して推計人口の減少等もあることから1,415t（約9.7%）の削減となります。なお、目標数値においては、鳥取県が独自に調査を行う事業系食品リサイクル処理量及び資源物回収量を含めて算出しています。

	平成23年度 (基準年度)	平成28年度 (目標年度)	増減
推計人口	35,898人	34,321人	▲1,577人
1人1日の排出量	1,113g	1,054g	▲60g（▲5.2%）
ごみ排出量	14,623トン	13,208トン	▲1,415トン（▲9.7%）

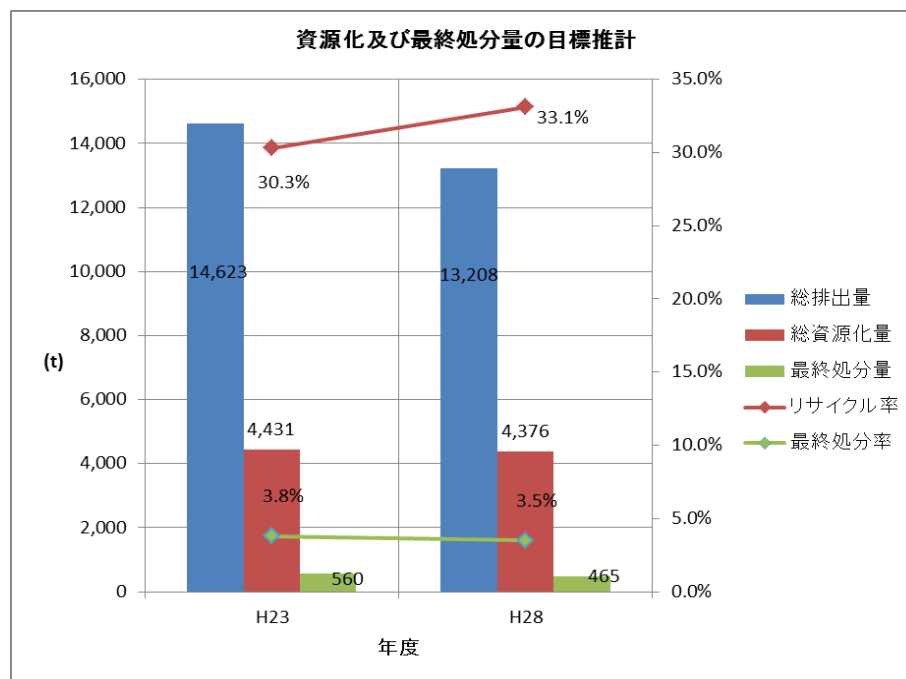


(2) 削減目標の効果

削減目標達成時の資源化量及び最終処分量は次のとおりになります。資源化量は同水準を維持しますが、排出量が減少することでリサイクル率は2.8%向上します。

また、最終処分量については、熔融スラグ等の再利用率の向上により減少します。これにより最終処分率は3%台の低い水準を維持します。

	平成23年度 (基準年度)	平成28年度 (目標年度)	増減
総排出量	14,623 t	13,208 t	▲1,415 t
総資源化量	4,431 t	4,376 t	▲55 t
リサイクル率	30.3%	33.1%	2.8%向上
最終処分量	560 t	465 t	▲95 t
最終処分率	3.8%	3.5%	0.3%向上



第2節 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

ごみの排出量の抑制については、市、市民、市内事業所において講ずべき方策についてそれぞれ定めるものとします。

1. 市の役割

市は市内におけるごみの排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより市民の自主的な取組を促進します。

(1) ごみ処理の有料化

ごみ処理の有料化については、表2-2-4及び表3-4-3に示すとおり実施しています。平成23年度のごみの総排出量は、第1節の1に示すとおり、平成14年度と比較して約22%減少していることから効果は出ていますが、今後はリバウンドしないような施策として次の2点を重点的に取り組んでいきます。

◎古紙類分別の徹底

◎生ごみの再利用促進

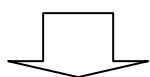
(2) 環境教育、啓発の充実

市は市民・事業者に対し、ごみの減量化・再利用や資源化、さらにごみの適切な啓発や情報提供を行います。

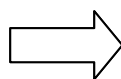
(3) 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導

事業系ごみの処理については、ごみ処理の有料化により、排出量に応じた費用の負担が現在でもあることから、経済的なインセンティブ（動機付け）効果はすでに表れています。また、多量の一般廃棄物を排出する事業所の把握に努めるとともに「多量」の基準については、次のとおりとし、減量化計画等の策定指導を検討します。

境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第23条及び同条例施行規則第7条の規定⇒1回の収集当り30kg以上の事業系ごみは「多量」としている。



可燃ごみの年間収集回数 104回 (52週×2回)
30kg×104回=3,120kg



「多量の事業系一般廃棄物」の基準
年間排出量 3,120kg以上

(4) 容器包装廃棄物の排出抑制

レジ袋の撤廃に関しては、鳥取県西部地区ノーレジ袋推進協議会においてレジ袋削減に関する方策が協議されており、本市も協議会員として協力しているところです。今後もレジ袋の削減を推進します。また、リターナブルビンについては、資源ごみビン缶類収集時に分別収集を実施し再利用を行っています。過剰包装の抑制については、ごみの出ない商品の購入を推奨し、リターナブルビンの利用促進も含め、推進するための普及・啓発を行います。

(5) リターナブルビン等のリターナブル容器の利用促進

自治会等の地域においてリターナブルビンの利用・返却・再利用の促進を図るために事業者や市民に啓発を行います。

(6) 環境物品等の使用促進

本市は、「境港市環境基本計画」及び「環境にやさしい市役所率先実行計画」においてグリーン購入を実施し、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

2. 市民の役割

(1) 住民団体による集団回収の促進等

境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第16条第1項では「住民は、市が定める分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力することにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。」としています。本市では、次のとおり集団回収を実施する団体等に奨励金の交付を行い、集団回収を推進します。

表3-2-1 廃品回収奨励金

種 類		奨励金額
古紙類（牛乳パック含む）		5 円/kg
金 属 類	アルミ缶	1 5 円/kg
	銅	1 5 円/kg
	古鉄ほか	3 円/kg
ビン類（一升ビン・ビールビン、 コーラ会社のジュースビン）		3 円/kg
ビンケース（上記ビン類用のもの）		5 0 円/箱
その他（古布など）		3 円/kg

※1 団体につき年間 30,000 円を上限とする。

(2) 容器包装廃棄物の排出抑制

市民は次の点について、できる限り容器包装の排出抑制に取り組むものとします。

- (ア) マイバック、ふろしき等を利用したレジ袋の削減
- (イ) 簡易包装されている商品、詰め替え可能な商品等を選択

(3) リターナブルビンを始めとする環境物品の使用促進、使い捨て品の使用抑制

市民は可能な限り、物を無駄に消費しない生活スタイルに切り換え、次の点等について実施に取り組むものとします。

- (ア) 環境への負荷の少ないグリーン商品・サービスを利用する。
- (イ) トイレットペーパー等に再生品を使用する。
- (ウ) リターナブルビン等のリターナブル容器を用いている製品を選択する。

3. 事業所の役割

境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第15条第1項から第3項には事業者における廃棄物の排出抑制について定義されています。本計画の事業者の役割については、条例に基づき決定することとします。なお、本計画においては、一般廃棄物を対象とします。

(1) 発生源における排出抑制

事業者は、原材料の選択や製造工程を工夫することにより、自ら排出するごみの排出抑制に努めることとします。

(2) 過剰包装の抑制

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、包装の簡略化、繰り返し使用できる容器等の適正化を図った商品の製造又は販売を行い、廃棄物の排出抑制に努めることとします。

(3) 流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制

事業者は以下の点について努めることとします。

- (ア) 物の製造、加工、販売等に際して再使用が可能な包装、容器等の普及
- (イ) 使用後の包装、容器等の回収策を講じ、その包装、容器等の再利用促進
- (ウ) 市民が商品の購入等に際して、当該商品に適正な包装、容器の選択が可能なものであるとともに、市民がその包装、容器等を不要とし、返却する場合は回収すること。

(4) 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

事業者も市民と同様に可能な限り、物を無駄に消費しない事業スタイルに切り換え、次の点等について実施に取り組むものとします。

- (ア) 環境への負荷の少ないグリーン商品・サービスを利用する。
- (イ) トイレットペーパー等に再生品を使用する。

(5) 食品廃棄物の排出抑制

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業や外食産業においては次の点について実施に取り組むものとします。

- (ア) 食品小売業における販売方法の工夫。
- (イ) 外食産業における食べ残し等の削減。

第3節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

家庭、事業所から排出された一般廃棄物を資源化するためには、極力排出される段階で再生利用に配慮した区分で分別収集する必要があります。本市における現在の分別収集区分は、表2-2-2 ごみの分別区分に示すとおりですが、加えて取り組んでいるものとして次の施策があります。

- ◎廃食用油の拠点収集（各公民館、会館等）によるバイオディーゼル燃料の精製
- ◎生ごみ分別収集グループ等の分別された生ごみの堆肥化による資源化

環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」によるとごみの標準的な分別収集区分は次の表3-3-1に示すとおりです。現在（H25.2月）の本市のごみの分別収集区分は「類型Ⅱ」に該当しますが、拠点収集や一部のグループ等だけでは廃食用油の収集及び生ごみ分別収集も実施していることから「類型Ⅲ」にも該当しています。当面はこの状態でより精度を高めながら「類型Ⅲ」となるような方針で進めることとします。

表 3-3-1 ごみの標準的な分別収集区分【ごみ処理基本計画策定指針(環境省)より抜粋】

類型	標準的な分別収集区分		
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①－１　アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する
		①－２　ガラスビン	
		①－３　ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	④燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	⑤燃やさないごみ		
	⑥その他専用の処理のために分別するごみ		
	⑦粗大ごみ		
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①－１　アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①－２　ガラスビン	
		①－３　ペットボトル	
		①－４　プラスチック製容器包装	
		①－５　紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	④燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	⑤燃やさないごみ		
⑥その他専用の処理のために分別するごみ			
⑦粗大ごみ			
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①－１　アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①－２　ガラスビン	
		①－３　ペットボトル	
		①－４　プラスチック製容器包装	
		①－５　紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類、布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス　【本市は現在（H25.2月）一部該当】		
	④燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
⑤燃やさないごみ			
⑥その他専用の処理のために分別するごみ			
⑦粗大ごみ			

※平成23年度実績による本市の廃食用油及び生ごみの収集実績

廃食用油の拠点収集場所：53ヶ所

収集量：6,823ℓ

生ごみ分別グループ等：26グループ（一般327世帯）

収集量：38,618 kg

生ごみ（学校給食残渣）：15校（小学校4校、保育所等11園）

収集量：22,492 kg

第4節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1. ごみ処理主体

ごみ処理の主体を排出から処理・処分に至る工程ごとに、さらにごみ種類ごとに明確化しました。表3-4-1に本市のごみ処理段階ごとの責任者（処理主体）を示します。

【排出段階】

資源化・減量については、排出者である市民や事業者が行うことが必要ですが、適正処理の観点からも排出抑制を推進する必要があるため、排出者への支援等については本市が行うものとします。

【収集・運搬】

排出から収集までは、市民との接点でもあることから、基本的には現状どおり本市が主体となって行うものとします。ただし、事業者が排出したごみ及び引っ越しなどで一度に大量に発生したごみ（1回の収集日当たり30kg以上）は自らの責任で運搬（搬入）を行うものとします。

【処理・処分】

基本にごみの中間処理は本市が行うものとします。また、中間処理後の残渣の処理及び最終処分については、西部広域によるものとします。

なお、平成28年度から本市の可燃ごみは米子市に処理委託する計画であり、長期的にはごみ処理の広域化を図ることから適宜見直すこととします。さらに、ごみとして処分することしかできなかったものが、リサイクル技術等の進化により資源化や代替エネルギー等として使用可能となる場合も、処理方法等について適宜見直すこととします。また、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物並びに家電リサイクル法、PCリサイクル法該当製品については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うこととします。

表3-4-1 ごみ処理段階ごとの責任者（処理主体）

排出者	ごみの種類	排出抑制	収集・運搬	中間処理	残渣処理及び最終処分
市民	可燃ごみ	市民	本市（一回の収集日当たり30kg以下の場合）	本市（平成28年度～は米子市） ※注1	西部広域
	不燃ごみ			本市	
	資源ごみ			本市	
	粗大ごみ			本市	
	有害ごみ			本市	
事業者	可燃ごみ	事業者	本市（一回の収集日当たり30kg以下の場合）	本市（平成28年度～は米子市） ※注1	
	不燃ごみ			本市	
	資源ごみ			本市	
	粗大ごみ			本市	
	有害ごみ			本市	

注1：平成28年度から搬入先は本市であり、市民及び市内事業者の米子市への直接搬入は不可となる予定です。

2. 収集・運搬計画

2-1 収集・運搬に関する目標

収集・運搬に関する目標は、以下のとおりとします。

- ① ごみの排出を適正化できる排出システムを構築する。
- ② ごみの分別収集（区分）の細分化に適合した収集体制を構築する。
- ③ 収集体制を整備することで、市民サービスの向上に努める。

2-2 収集・運搬の量及び方法

現在の収集運搬事務は、すべて本市の事務として行われているところです。収集は、排出先からのごみの受け渡しであり、市民との接点でもあることから行政サービスの維持のためにも、本市において収集体制を整備していくものとします。

なお、具体的には原則ステーション収集とし、これまでどおり直営並びに委託収集としますが、平成28年度から米子市クリーンセンターへ可燃ごみを搬入することも考慮した上で直営、委託の割合を状況に応じ適宜見直しを行います。

収集・運搬量の見込みを表3-4-2、図3-4-1に示します。

表3-4-2 収集・運搬量の見込み

区 分	H24 年度	H29 年度	H34 年度	H39 年度
可燃ごみ	6,738	6,135	5,814	5,517
不燃ごみ	584	540	551	549
資源ごみ	1,092	928	817	732
粗大ごみ	22	18	18	18
有害ごみ	11	11	7	7
合 計	8,447	7,632	7,207	6,823

注1：可燃ごみには、草木類、生ごみを含む

注2：資源ごみは古紙類、ビン缶類、プラスチック類の合計

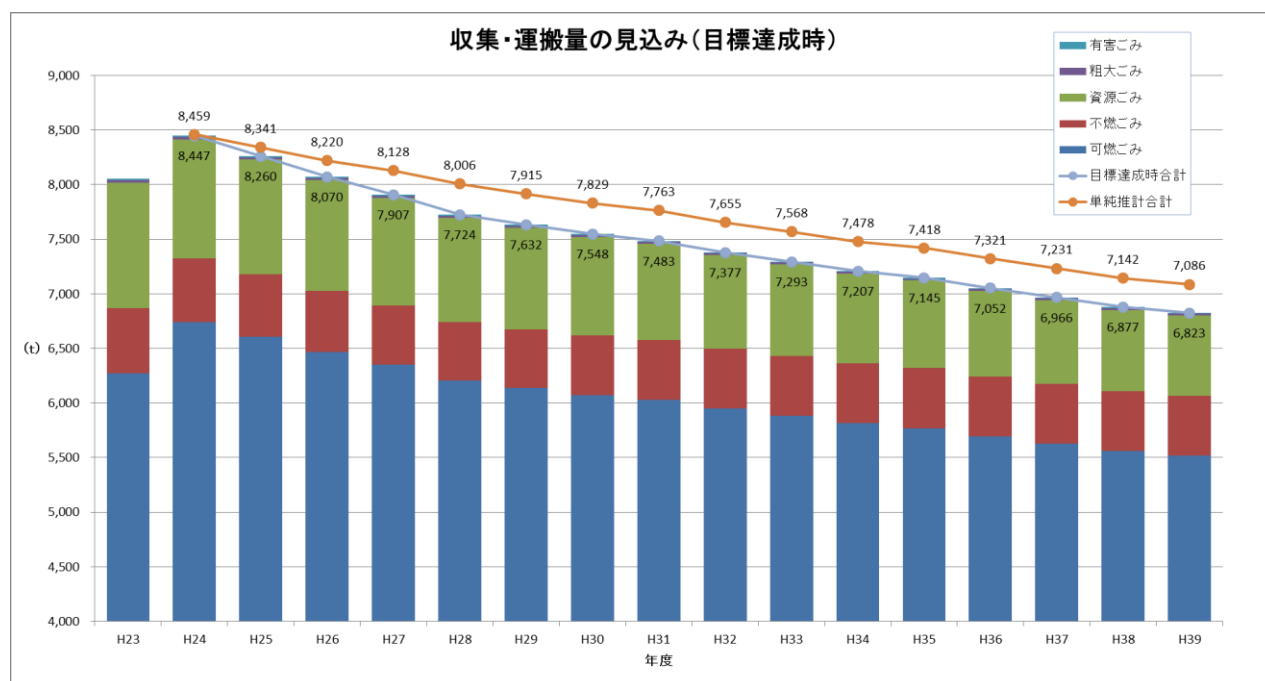


図3-4-1 収集・運搬量の見込み

2-3 収集・運搬に関する施策

有料化の点検と見直し

本市は表3-4-3有料化の状況のとおりごみ処理の有料化を実施してきました。収集運搬に関しては、平成16年10月から可燃ごみ収集の指定袋の有料化を実施しています。

効果ある有料化を目指し、制度の評価と見直しを5年に一度の頻度で実施します。

表3-4-3 有料化の状況

時 期	有料化の内容	備 考
平成15年10月	施設への直接搬入に対し 850 円/50 kg	40 kg以下及び資源ごみ類を除く
平成16年10月	可燃ごみ収集袋等の有料化	表2-2-3 備考欄のとおり
平成24年10月	施設への直接搬入に対し 170 円/10 kg	指定ごみ袋に入れて搬入された 30 kg以下の家庭系可燃ごみ並びに資源ごみ類を除く

3. 中間処理計画

3-1 中間処理に関する目標

中間処理に関する目標を以下のとおりとします。

- ① 平成28年度からの米子市クリーンセンターへの可燃ごみ処理委託をスムーズに実施する。(西部広域エコスラグセンターのあり方検討も含む。)
- ② 資源ごみ、不燃ごみの資源化、減量を確実にを行い、最終処分量を最小化する。
- ③ 平成28年度以降の可燃ごみ処理施設跡地の利用を検討する。

3-2 中間処理の方法及び量

本市から排出されるごみの中間処理は、現状どおり本市の施設で行います。ただし、可燃ごみについては、平成28年度から米子市クリーンセンターで処理します。また再利用等を行うことを目的とした一部の産業廃棄物処理施設に一般廃棄物処理業の許可を与えている場合もあることから、許可品目に応じた区分により中間処理先を選択できることとします。

本市施設の中間処理量の見込みを表3-4-4、図3-4-2に示します。

表3-4-4 本市一般廃棄物（ごみ）の中間処理量の見込み（単位：トン）

区 分	H24 年度	H29 年度	H34 年度	H39 年度
清掃センター焼却処理量	9,408	0	0	0
米子市クリーンセンター処理委託量（H28年度～）		8,637	8,343	8,060
リサイクルセンター処理量（不燃・粗大・ビン缶）	1,638	1,528	1,551	1,560
合 計	11,046	10,165	9,894	9,620

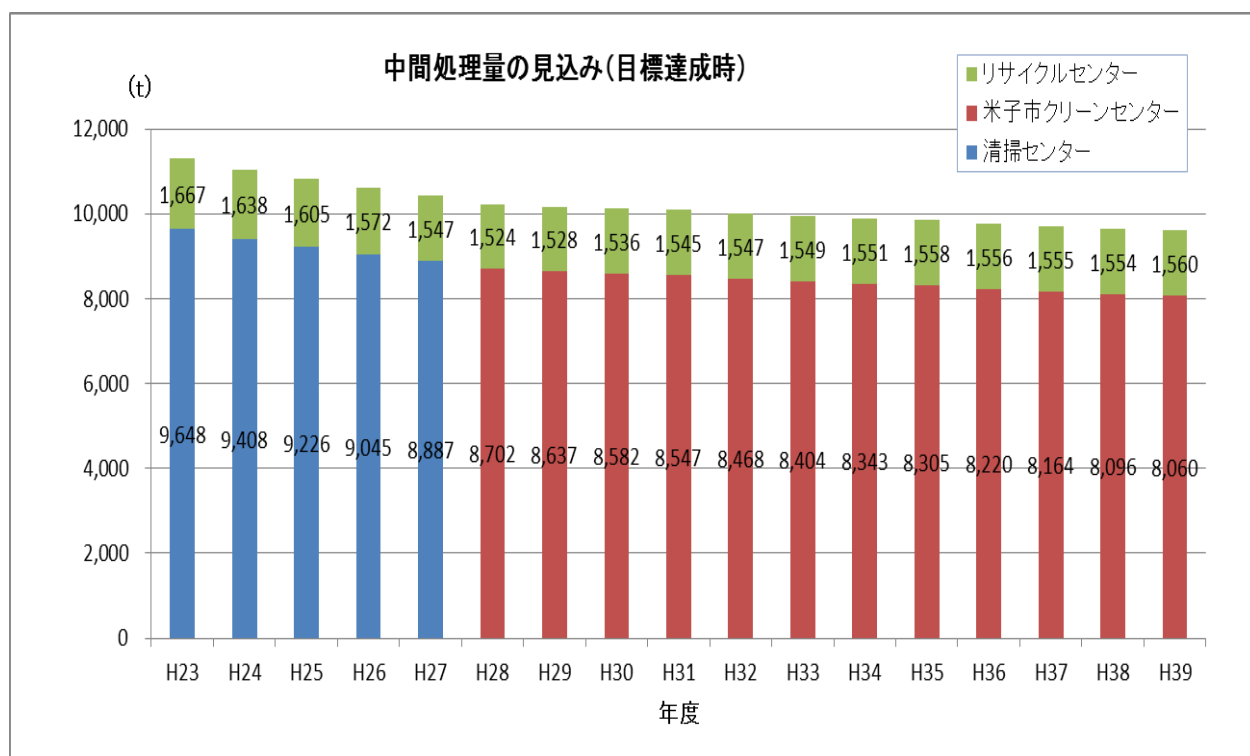


図 3 - 4 - 2 中間処理量の見込み

なお、ごみの排出量のうち、中間処理後に資源化される量及び直接資源化されるもの（清掃センター、リサイクルセンターに搬入されるごみ及び民間施設に搬入されるごみでリサイクル処理されるもの）、その他集団回収等により資源化される見込みについては、以下のとおりです。

表 3 - 4 - 5 資源化量の見込み（単位：トン）

区 分	H24年度	H29年度	H34年度	H39年度
中間処理後に資源化される量 (金属類・ガラス類・スラグ・メタル・その他)	1,030	1,324	1,291	1,265
直接資源化量（搬入分） (古紙類・軟質プラスチック・生ごみ・草木類・粗大ごみ)	2,099	1,942	1,860	1,801
民間施設直接資源化量 (古紙類・生ごみ)	1,096	1,038	1,006	986
その他の資源化される量 (集団回収・BDF)	44	40	36	36
合 計	4,269	4,344	4,193	4,088

※H28年度からは米子市クリーンセンターで可燃ごみを処理しスラグ化するため、中間処理後の資源化量（焼却灰のスラグ資源化量）が増加します。（西部広域エコスラグセンターと比べ、米子市クリーンセンターの資源化率が高いため）

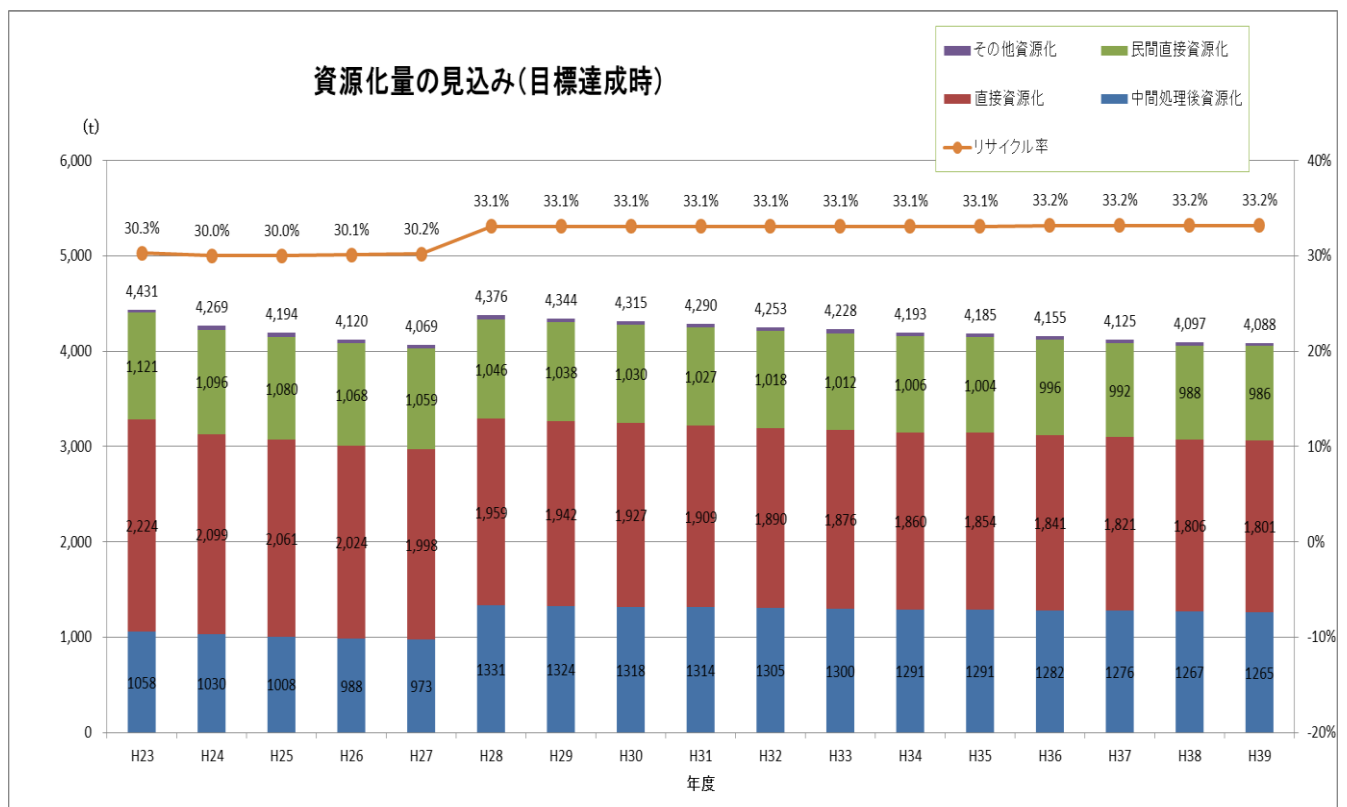


図 3 - 4 - 3 資源化量の見込み

第 5 節 ごみの処理施設の整備に関する事項

1. 可燃ごみ処理施設

本市の可燃ごみ処理施設である清掃センターは昭和 6 3 年 1 月に供用開始し、平成 13 年、14 年にはダイオキシン類対策工事と 10 年間延命するための延命化対策工事を実施しました。その後も機器の整備を繰り返しながら安全で安心できる可燃ごみ処理を実施してきたところです。しかしながら、鳥取県内では一番古い可燃ごみ処理施設であり、平成 27 年度を以てその役割を終える時期と判断しています。平成 27 年度までは、これまでと同様な整備を繰り返し安全で安心な処理を継続していきます。

平成 28 年度からは、本市の可燃ごみは米子市へ処理委託することが決定し、米子市クリーンセンターで処理をすることになっています。

可燃ごみの中継化等については、別添資料 2 「可燃ごみ中継設備の必要性の検討資料」により中継施設の建設はせず、パッカー車で輸送で賄えると判断しています。

また、清掃センターのごみ焼却施設の解体及び跡地利用については次の設備等を考慮して検討していきます。

◇解体及び跡地利用に関して

◎循環型社会形成推進交付金等を活用した施設の解体（平成 3 2 年度までを目標とする。）

◎使用済み紙おむつの再利用施設

◎再利用のための枝木・衣類等のストックヤード

◎地球温暖化防止のための再生可能エネルギー施設

2. 不燃系ごみ及び粗大ごみ処理施設

本市の不燃系ごみ及び粗大ごみ処理施設であるリサイクルセンターは平成7年8月に供用開始し、機器の整備を繰り返しながら安全で安心な不燃系ごみ及び粗大ごみの処理を実施してきました。

平成33年度から西部広域リサイクルプラザと本市リサイクルセンターを統一した施設建設の予定がありましたが、リサイクルプラザの延命整備が決定したことを受け、本市リサイクルセンターの使用年限等について検討した結果、これまでと同様に機器の整備を繰り返し平成44年度まで使用することとします。

3. 西部広域エコスラグセンター

本市のごみ焼却施設から発生する焼却灰、不燃残渣等を熔融処理する西部広域エコスラグセンターは平成16年4月に供用開始し、機器の整備を繰り返しながら安全で安心な熔融処理を実施してきました。

本市の可燃ごみが平成28年度から米子市クリーンセンターへ委託されることによりこれまでの焼却灰等が排出されなくなります。

境港市の焼却灰がエコスラグセンターに搬入されなくなった場合、これまで通りの維持をするためには、他市町村の負担が大きくなることと効率性の問題から西部広域でエコスラグセンターの今後のあり方について協議されています。

4. 最終処分場

最終処分場については、西部広域が環境プラント工業（株）へ委託し、現在の第2処分場は平成5年9月から使用しています。現在の予定では、平成33年～34年が使用年限となっており、次期最終処分場の建設についても早急に取り組む必要があります。今後は西部広域において検討することになっています。

第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1. 廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量等推進員

(1) 廃棄物減量化等推進審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第5条の7の規定に基づき一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項、その他市長が必要と認める事項を審議するため境港市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。審議会は、次のメンバー（15名以内）で構成され、任期は2年間としています。

- ・ 識見を有する者
- ・ 関係行政機関
- ・ 市の職員

(2) 廃棄物減量化等推進員

市長は、一般廃棄物の適正な処理及び減量化等に熱意と識見を有す各地域の市民から必要に応じて廃棄物減量等推進員を委嘱します。（55名以内で任期は2年間）

推進員は一般廃棄物の適正な処理及び減量のために市の施策への協力その他の活動を行っています。協力活動は主として次に掲げる地域活動とします。

- ・ 地域住民のごみの分別や資源化に対する意識を高めること。
- ・ 地域住民に本市のごみの分別排出の指導を行うこと。

2. 災害対策

災害発生時における廃棄物による環境汚染を防止し、二次的災害を防止するため、廃棄物等の効率的な収集処分の方法を定めている「境港市災害応急対策計画」により実施することとします。

3. 事業者の協力

事業系一般廃棄物の減量化のため、境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第15条の規定に基づき、事業者に対し事業系一般廃棄物の排出抑制の協力要請を行うこととします。

◎境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第15条

(廃棄物の排出抑制)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の排出の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずること等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、住民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、住民がその包装、容器等を不用とし、返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

4. 不適正処理、不法投棄対策

ごみ処理の有料化に伴って懸念されるごみの不適正処理や不法投棄については、次の対策を講じ抑止していくこととします。

- ・不法投棄監視夜間パトロールの実施
- ・不法投棄場所の防犯カメラ等の設置
- ・無料回収業等の立ち入り調査の実施